

面会交流について

面会交流とは、子どもと離れて暮らしている親が子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとって父母はともにかげがえのない存在であり、面会交流は子どものために行うものです。子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力となります。

面会交流の取り決めについて

面会交流は子どもの健やかな成長のためにとっても大切です。面会交流の方法や時期、回数などについては、子どもの年齢や健康状態、生活状況を考えながら無理のないように決めましょう。

後日取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、書面に残しておくようにしましょう。取り決めを守って安定した交流を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい面会交流を行っていくことが大切です。

養育費とは

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことで、一般的には、経済的、社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用のことです。衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。

親の子どもに対する養育費の支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務だとされています。

養育費の取り決めについて

養育費は、子どものためのものですので、子どもと離れて暮らすようになる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

また、養育費の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう。できれば公正証書にすることをお勧めします。